	航	空	自	衛	隊	仕	様	書	 Î				
仕様書の	内容による分類 役務仕様書												
種 類	性質による分類	個別仕様書											
物品番号								仕 様 書 番 号					
							1 2	高陸	家LPS	S-R 0	001	. 1	
							承	認					
品名						作	成	平成:	3 1年	2月2	21日		
又は	浄化槽保守点検等				改	正	令和	4年	3月	1 日			
件 名								11.	令和	6年	3月	7 日	
								作成部 隊等名 第12		高射隊			

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、饗庭野分屯基地の浄化槽保守点検等について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、規定する範囲内において、一部をなすものであり、入札又は見積もりの提出時における最新版とする。

- a) 法令等
 - 1) 浄化槽法
 - 2) 水質汚濁防止法
 - 3) 廃棄物処理法
 - 4) 滋賀県条例
 - 5) 滋賀県浄化槽取扱要網
- b) 技術指令書等

フジクリーンプラントPM/PMI型維持管理要領書(取扱説明書)

- 2 役務に関する要求
- 2.1 役務の内容
- a) 履行場所

航空自衛隊 饗庭野分屯基地 浄化槽(合併210人槽、合併50人槽、合併5人槽及び単独5人槽)別図のとおり。

b) 準備物

契約相手方は、次の薬剤等を準備するものとする。

1) 凝集剤

凝集剤(合併210人槽用) 2缶(1缶20kg)/2月(基準)

2) 苛性ソーダ (PH管理)

苛性ソーダ(合併210人槽用) 4缶(1缶20kg)/月(基準)

浄化槽保守点検等 件 名

- 3) 水処理用固形塩素剤 水処理用固形塩素剤(合併浄化槽用) 1箱5kg(1個100g錠剤)/4月 (基準)
- 4) 次亜塩素酸ソーダ溶液 次亜塩素酸ソーダ溶液(合併210人槽用) 4缶(1缶5L)/6月(基準)

2.1.1 保守点検

- a) 点検場所及び周期
 - 1) 浄化槽(合併210人槽) 4回/月(基準週1回)
 - 4回/年(基準6月、9月、12月、3月) 2) 浄化槽(合併50人槽)
 - 3) 浄化槽(合併5人槽) 3回/年(基準6月、10月、2月)
 - 4) 浄化槽(単独5人槽) 2回/年(基準6月、12月)
- h) マンホール等
- スラブ、マンホールカバー等を点検するものとする。 c) 管、桝等
 - 流入管及びインバート桝等に汚物による滞留閉塞の有無を点検し、汚物等がある場 合は、除去及び清掃をするものとする。
- d) 通気 送気口及び排気口が夾雑物により通気が妨げられていないかを点検し、妨げられて いる場合は、除去及び清掃をするものとする。
- e) 水位. 各槽部の水位を点検するものとする。
- f) 昆虫類の発生 蚊及びハエ等の発生を認めたときは駆除するとともに、再発生防止措置をするもの とする。
- g) スクリーン
 - 1) スクリーンの状況を点検し、正常に作動することを確認するものとする。
 - 2) スクリーンに汚物等の付着が発見された場合は、速やかに除去するものとする。
- h)流量調整槽
 - 1) 撹拌用ブロアー及び水中ポンプの駆動状況を点検するものとする。
 - 2) 撹拌装置について点検し、散気管の目詰まり等がある場合は、これを除去するも のとする。
 - 3) レベルスイッチと計量装置への送水ポンプリレーの作動状況及びポンプの作動 水位幅を点検するものとする。
 - 4) 計量装置から、次槽への移送水量及び流量調整槽への返送水量が適当であるかを 確認するものとする。
 - 5) 計量装置の流入流出部等において異物の付着及び浮遊物等の有無を点検し、異物

の除去をするものとする。

i) 計量槽

移流量を確認し、夾雑物の付着のある場合は、これを速やかに除去するものとする。

- i) 脱室槽
 - 1) 散気装置の目詰まり及び空気配管を点検及び調整するものとする。
 - 2) レベルスイッチの作動確認及び付着物の除去をするものとする。
- k) 硝化槽
 - 1) 散気装置の散気状態の点検をするものとする。
 - 2) 循環ポンプ及び汚泥ポンプの運転状況について、点検をするものとする。
 - 3) 硝化膜の透過状況の確認をするものとする。
- 1) 原水ポンプ

レベルスイッチ及び送水ポンプが正常に作動しているかを確認するものとする。

- m) ばっ気槽
 - 1) ばっ気槽への送風量及び返送汚泥量等の点検をするものとする。
 - 2) ばっ気槽混合液の撹拌及び散気管の点検をするものとする。
 - 3) ばっ気槽混合液の色、臭気、発泡及びフロックの点検をするものとする。
 - 4) ばっ気槽混合液の浮遊物質濃度を測定し、適正な濃度となるよう汚泥量を調整するものとする。
 - 5) 消泡装置の消泡水が適正に散布されているかの点検をするものとする。
 - 6) 薬液タンクの凝集剤の残量を確認し、不足している場合は補充するものとする。
 - 7) ばっ気槽混合液のPH数値を確認し、必要に応じ苛性ソーダを投入し基準値内に 収まるように管理するものとする。
- n) し渣汚泥貯留槽
 - 1) 放流ポンプ槽へ移送する装置の閉塞等の点検をするものとする。
 - 2) 汚泥を移送する装置の閉塞及び点検をするものとする。
 - 3) 汚泥の貯留状況を確認し、汚泥引抜及び清掃について 2.1.3 のとおり実施するものとする。
- o) 消毒槽兼放流ポンプ槽
 - 1) 処理水と滅菌剤との接触及び混合が十分に行われているかを点検するものとする。
 - 2) 放流ポンプの運転状況について点検をするものとする。
 - 3) 消毒槽内の水処理固形塩素剤の残量を確認し、不足している場合は補充するものとする。
- p) 付属機器
 - 1) ブロアー及びモーター等駆動部分に注油を行うとともに、温度、回転音、振動及びベルトの状態等の点検をするものとする。

- 2) 電気設備及び操作盤等の作動状況の点検をするものとする。
- 2.1.2 放流水検査
- a) 点検場所及び周期
 - 1) 浄化槽(合併210人槽) 1回/月
 - 2) 浄化槽(合併50人槽、合併5人槽及び単独5人槽) 1回/年(基準6月)
- b) 放流水の計量証明書を官側へ提出するものとする。

なお、各種法令等において定められた基準値を超える数値が検出された場合は、監督官へ一報するとともに、計量証明書に基準値を超えた旨を明記するものとする。

2.1.3 汚泥引抜、清掃

浄化槽(合併210人槽、合併50人槽、合併5人槽及び単独5人槽)の汚泥引 抜時期に関しては、浄化槽保守点検の結果を確認した上で監督官と協議して実施す るものとする。

- 2.1.4 液中膜カートリッジ洗浄
- a) 点検場所及び周期

浄化槽(合併210人槽) 2回/年(基準5月及び11月)

- b) 浄化槽装置を透過流束 0. 6 ㎡/㎡・日で運転し、膜間差圧が 2 0 K P a を超えた場合、膜カートリッジ薬液洗浄を実施するものとする。また、前回洗浄実施日から 6 か月以内に膜カートリッジ薬液洗浄をするものとする。
- c) 薬液希釈用の容器は契約相手方が用意するものとする。
- d) 薬液は契約相手方が用意するものとし、薬液は次亜塩素酸ソーダ溶液(有効塩素濃度10~20%)とするものとする。
- e) ばっ気槽及び硝化槽の水を流量調整槽へ移送し、ばっ気槽から硝化槽間の水位を下 げ、作業効率を確保するものとする。
- f) 薬液洗浄する膜分離装置の集水管とヘッダー管の弁を閉じて濾過を停止し、その後 ばっ気を停止するものとする。
- g) 次亜塩素酸ソーダ溶液(有効塩素濃度10~20%)は、40倍希釈(約3,000mg/L溶液)又は、20倍希釈(約6,000mg/L溶液)とするものとする。
- h) 硝化槽内のMLSS濃度が10,000mg/L未満であれば40倍希釈の次の後の後素酸ソーダ溶液を、10,000mg/L以上であれば20倍希釈の次亜塩素酸ソーダ溶液を使用するものとする。
- i) 薬液(次亜塩素酸ソーダ溶液)を膜カートリッジに注入し、薬液注入用に用意した 容器と薬液注入管をホースで接続して自然落下で注入するものとする。
- j) 薬液注入管から薬液が漏れていないか、膜分離装置への注入時間が3分を超えていないか確認するものとする。
- k) 膜カートリッジ内に薬液を注入後、2時間程度放置するものとする。
- 1) 薬液洗浄後、閉じた弁を元に戻して濾過を再開するものとする。

- 2.1.5 液中膜カートリッジ取外し、点検、洗浄及び取付作業
- a) 点検場所及び周期浄化槽(210人槽) 1回/年
- b) フジクリーンプラント PM/ PM J 型維持管理要領書に定める技術上の基準に従い実施するものとする。
- 3 品質保証
- 3.1 監督

契約相手方は、監督官立会の上、浄化槽保守点検等の作業を実施するものとする。

3.2 検査

契約相手方は、浄化槽保守点検等の各作業完了後に検査官の検査を受けるものとする。検査の結果、不具合箇所が見受けられた場合は、契約相手方の負担において再調整を実施し、検査に合格しなければならない。

- 4 その他の指示
- 4.1 写真
- a) 役務写真の撮影は、デジタルカメラを使用するものとする。
- b) 契約相手方は写真を撮影する時には、監督官の指示に従うものとする。
- c) 撮影した写真は、アルバムに整理の上、役務完了後速やかに提出するものとする。
- d) 材料検査時は、監督官立ち会いのもと、規格数量が明確に確認できるように撮影するものとする。
- e) 履行前、履行中及び履行後を履行段階ごとに撮影するものとする。
- f) 撮影の都度、黒板等に履行内容等を記載し撮影するものとする。
- 4.2 資材等

役務の履行にあたり、使用する資材等は監督官の検査(材料検査)を受け合格した資材等を使用するものとする。

- 4.3 秘密保全措置
- a) 契約相手方は、この契約において知り得た情報等を外部に漏らしてはならない。
- b) 契約相手方は、許可なく役務履行場所以外に立ち入ってはならない。
- 4.4 安全管理
- a) 契約相手方は、労働安全衛生法、環境基本法及びその他の関係法令に従い、役務の 履行に伴う災害の防止及び環境の保全に努めるものとする。
- b) 契約相手方は、本役務の履行にあたり、常に安全管理に留意し、事故防止に努める ものとする。
- c) 契約相手方は、役務履行にあたり、官側の土地及び施設、物品等を使用し、損傷を 与えた場合は、契約相手方の責任において原状復旧するものとする。

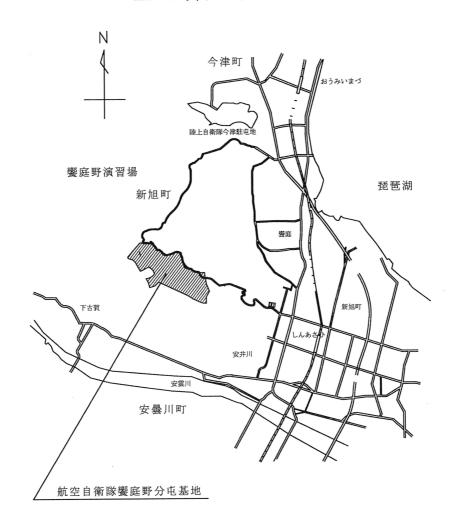
4.5 疑義に対する協議等

本仕様書に関し疑義が生じた場合は、その内容について、監督官の掌握する事項については監督官と、その他の契約に関する事項の疑義については、監督官を通じ契約担当官と協議するものとする。

4.6 異常発見時の対応

異常を発見した場合は、速やかに監督官に報告するとともに、今後の対応を監督官の掌握する事項については監督官と、その他の契約に関する事項については、監督官を通じ契約担当官と協議するものとする。

基地案内図



履行場所案内図

